

	新	旧
店頭デリバティブ取引に係るご注意	本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象と<u>されている</u>店頭デリバティブ取引であるため、<u>当社はお客さまから</u>事前に要請がない限り、<u>訪問・電話による勧誘は行ないません</u>。（注 1） ※<u>お客さま</u>が訪問・電話により<u>この取引に関する勧誘を業者から受けられた場合には、それがお客さまご自身</u>の要請に<u>基づくものかどうか</u>をご確認ください。 ●本取引では、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する<u>ことがあります</u>。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る<u>こともありますので</u>、本取引の内容等を十分にご理解<u>いただいたうえで</u>お取引<u>くださる</u>ようお願いします。 ●お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等は、<u>次のお問い合わせフォームにお寄せ</u>ください。 https://www.central-tanshifx.com/support/about/ ●なお、お取引についてのトラブル等<u>の解決</u>には、以下の ADR(注 2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。 （省略） （注 1）以下に該当する<u>お客さま</u>には適用されません。 ●当該取引に関して特定投資家に移行されている<u>お客さま</u> ●勧誘の日<u>から遡って</u> 1年<u>の間に</u>2以上お取引<u>をされた</u>お客さま、<u>または</u>勧誘の日に未決済の残高をお持ちの<u>お客さま</u> ●外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人の<u>お客さまが</u>、保有する資産<u>または</u>負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的として<u>取引される</u>場合 （注 2）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。 ※ADR 機関の連絡先は、<u>当社ウェブサイト</u>の<u>トップページの一番下</u>にあるバナーに<u>掲載</u>されています。	本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象と<u>なっている</u>店頭デリバティブ取引であるため、お客<u>様より</u>事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘は<u>できない取引です</u>。（注 1） ※<u>この取引に関して行われた勧誘</u>が訪問・電話による場合、お客<u>様</u>の要請によるもの<u>であることを改めて</u>ご確認ください。 ●本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する<u>可能性を有しています</u>。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る<u>場合があります</u>。<u>お客様の当社へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても</u>、本取引の内容等を十分にご理解<u>の上お取引いただきます</u>ようお願いいたします。 ●お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等<u>につきましては、カスタマーデスク (0120-30-8806) までお申し出</u>ください。 ●なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注 2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。 （省略） （注 1）<u>ただし</u>、以下に該当する<u>場合</u>は適用されません。 ● 当該取引に関して特定投資家に移行されている<u>お客様の場合</u> ● 勧誘の日<u>前</u>1年間に、<u>2以上のお取引いただいたお客様及び</u>勧誘の日に未決済の残高をお持ちの<u>お客様の場合</u> ● 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人の<u>お客様であって、お客様の</u>保有する資産<u>及び</u>負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする<u>場合</u> （注 2）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、<u>その解決を図る手続きをいいます</u>。 ※ADR 機関の連絡先は当社の<u>HP フッター</u>にある<u>バナー経由 FINMACのHP</u> にて<u>ご確認いただけます</u>。